



令和5年度 町道民税について



妻(夫)のパート収入の町道民税は

年収103万円以下の場合、所得税はかかりませんが、町道民税は年収93万円以上になるとかかります。

夫の扶養に入っていたとしても、年収により町道民税がかかる場合があります。

なお、社会保険の扶養の基準は、加入する健康保険により異なる場合がありますので、詳しくは加入する健康保険組合等にお問い合わせください。

パート年収	妻		夫	
	所得税	町道民税	配偶者控除	社会保険の扶養家族
93万円以下	かかりません	かかりません	できます	なれます
93万円以上 103万円未満				
103万円以上 130万円未満	かかります	かかります	できません	なれません
130万円以上				

※配偶者特別控除の対象となります。



町道民税は、本町に1月1日に居住する者が前年の1月1日から12月31日までの収入等に応じて負担する税です。

会社に勤める大半の方は毎月の給料から天引きして会社から町へ納められ、その他の方は年4回(6月、8月、10月、12月)、同封の納付書又は年金からの天引きにより納めることとなります。

転職したときの町道民税は

同封の納付書は年4回で納税することとなりますが、給料から毎月天引きして納める方法もあります。

税の納める回数を4回から、開始月により最大12回まで平準化することで負担が軽減するほか、納め忘れもなくなります。

希望する場合は、納税通知書を持って勤務先の給与担当者に御相談ください。



亡くなった方の税金は

町道民税は、毎年1月1日現在、本町に住所がある方に対して課税することとなっています。

昨年中に死亡された方は、今年1月1日に居ないことから課税しませんが、今年1月1日以降に死亡された方は課税することとなり、相続人が納税義務を承継することとなります。



納める金額は

1 均等割額

5,000円(町民税 3,500円、道民税 1,500円)

※東日本大震災復興等財源として、平成26年度から10年間、均等割額を1,000円引上げています。(町民税・道民税それぞれ500円)

2 所得割額

課税対象所得金額(前年中の所得金額-所得控除額)×10%(町民税6%・道民税4%)－税額控除

※退職所得、山林所得、土地等の譲渡所得などは、通常他の所得として課税します。

納付方法は

町道民税は4回(6月、8月、10月、12月)に分けて、同封の納付書により、納めていただきます。

■納付期限

- 第1期分 6月26日(火)
- 第2期分 8月25日(金)
- 第3期分 10月25日(水)
- 第4期分 12月25日(月)

納付所



▶同封の納付書により
黒松内町役場本庁舎出納室
北海道信用金庫各本支店
ようてい農協各本支所
全国の郵便局
全国の各金融機関 ※一部利用不可

▶ 便利な口座振替を御利用ください

口座振替の手続きをすると、納期限日に指定した口座から自動的に税を引き落とします。

詳しくは、住民課までお問合せください。☎0136-72-3312



口座振替が可能な金融機関

北海道信用金庫
ようてい農業協同組合
ゆうちょ銀行
※郵便局での手続きとなります。

◆ お問い合わせ ◆

黒松内町 住民課 住民グループ

〒048-0192 北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1

TEL 0136-72-3312(ダイヤルイン) FAX 0136-72-3316

Email zeimu@town.kuromatsunai.hokkaido.jp

住民課ホームページ▶

<https://kurojuu.jimdofree.com/>



町道民税の税総額と納税額は

同封する町道民税税額・納税決定通知書には、税総額のほか、納税の方法、納期毎の納税額、税額根拠となる所得額等を記載しています。

1枚目

町道民税 税額決定通知書

氏名・住所を記載しています。

納税される方の情報等を記載しています。

期別	納期限	納付額(円)	徴収月	年金特別徴収税額(円)
第1期分			令和5年4月	
第2期分			令和5年6月	
第3期分			令和5年8月	
第4期分			令和5年10月	
小計(普通徴収税額)①			令和5年12月	
給与特別徴収税額②			令和6年2月	
年税額(①+②+③)			小計③	
			令和6年4月	
			令和6年6月	
			令和6年8月	

拡大

口座振替記載のある方は、納期限日ごとに税を引落します。

普通徴収記載のある方は、3枚目以降に添付する納付書で、納期限日ごとに金融機関、町役場出納室、QR利用のスマホ等により納めます。

期別	納期限	納付額(円)	徴収月	年金特別徴収税額(円)
第1期分			令和5年4月	
第2期分			令和5年6月	
第3期分			令和5年8月	
第4期分			令和5年10月	
小計(普通徴収税額)①			令和5年12月	
給与特別徴収税額②			令和6年2月	
年税額(①+②+③)			小計③	
			令和6年4月	
			令和6年6月	
			令和6年8月	

5年度税総額の欄
口座振込、納付書納付、年金や給与天引きする額を合わせた額です。

年金天引き記載のある方は、支給される年金から天引きする額です。下段の「仮徴収税額」は、来年度の納税額が均等になるよう、あらかじめ年金天引きするものです。

2枚目

所得金額	所得控除額	税額(町道民税)	町道民税
給与収入金額	雑損控除	総所得	山林所得
給与所得	医療費控除	分離短期譲渡所得	分譲長期譲渡所得
年金所得	小規模企業共済	株式等譲渡所得	普通徴収税額
退職所得	社会保険料控除	上場株式等の配当所得	普通徴収税額
不動産所得	生命保険料控除	先物取引所得	控除不足額
利子所得	地震保険料控除	特肉用牛所得	普通徴収税額
配当所得	障害・寡・ひ・働	税額控除額	所得割額
雑所得	配偶者控除	所得割額	均等割額
その他所得	扶養控除	均等割額	軽減額
控除額	基礎控除	均等割額	軽減額
課税所得	所得控除計	均等割額	軽減額
課税所得	課税標準額	均等割額	軽減額
課税所得	課税標準額	均等割額	軽減額
課税所得	課税標準額	均等割額	軽減額

控除額内訳
税額内訳の額から控除した額を記載しています。

税額内訳
所得ごとに町道民税の内訳を記載しています。

拡大

所得額内訳等4年中の収入額・所得額・控除額などを記載しています。

年税額
今年度納める町道民税の総額。
給与特別徴収税額(給与天引き)
給与等から天引きにより納める税額。
年金特別徴収税額(年金天引き)
年金から天引きにより納める税額。
普通徴収税額
口座振替・納付書・スマホ等操作により納める税額。

年税額	
給与特別徴収税額	
年金特別徴収税額	
普通徴収税額	
控除不足額	
普通徴収納付額	
前納報奨金	
還付充当可能額	

年金から天引きも(年金特別徴収)

65歳以上で公的年金等による所得がある場合、年金から町道民税を天引きしています。
※税額が前年に比べ増額した方は年金からの天引きできない場合があります。



以前から、年金天引きの方

4月 6月 8月 10月 12月 2月

仮徴収として、4年度に天引きした額の1/2を、4・6・8月に天引きします。

5年度税額から4～8月の天引き額を差し引き、残りを3回に分けて天引きします。

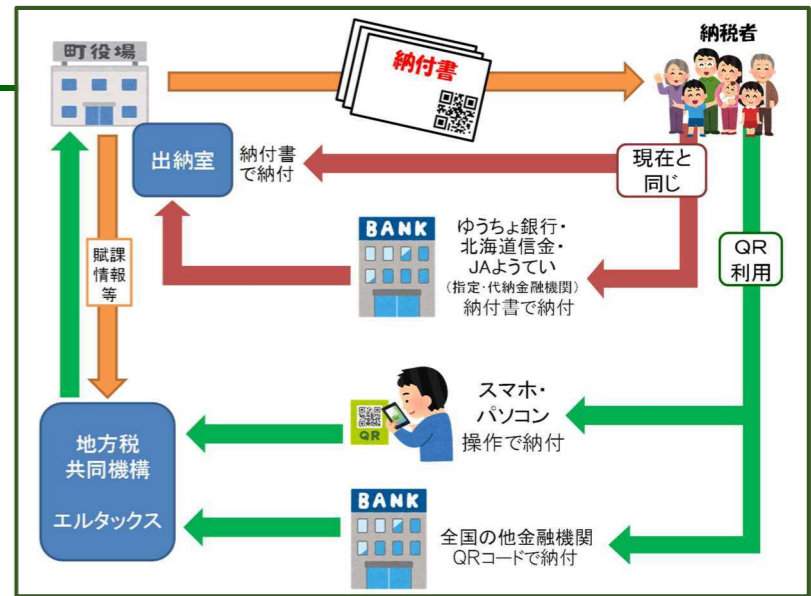
今年から年金天引きの方
天引き再開の方

年金からの天引きはしませんが、5年度税額の半分を6月と8月に納付書や口座振込により納付いただきます。

5年度税額の半分を3回に分けて天引きします。

スマホなどで納税ができます。

町道民税は、自宅などでスマートフォンやパソコンでQRコードを読み取り、銀行口座、クレジットカードなどから税を納められます。また、これまでは町の出納窓口のほか北海道信金などに限られていた税の納付が、全国どこの金融機関でも納めることができるようになりました。※一部不可の金融機関あり。



QRコードを利用した電子納税は、地方税共同機構が管理・運営する地方税ポータルシステム(エルタックス)の共通納税環境を利用しています。

所得などの証明書は

今年度の町道民税に係る証明書の発行開始日及び手数料は、次のとおりです。また、遠方により、住民課窓口へ来庁できない場合は、郵便での申請ができます。

証明書発行開始日
給与天引き：令和5年5月10日(水)から
その他：令和5年6月12日(月)から
※非課税証明は、令和5年6月12日からとなります。

証明手数料(1通)
所得証明 300円
所得・課税証明 300円
非課税証明 300円
納税証明 300円

郵便申請ができる方
申請者本人
申請者の同居家族
申請者の代理人
※本人から委任を受けた人(要委任状)、納税管理人、破産管財人など

郵便申請に必要な書類等
申請者本人と確認できる書類(運転免許証(写)など)
申請者からの委任状(申請者の押印が無いものは無効)
手数料分の定額小為替証書(郵便局で発行)
返信用封筒(切手を貼った封筒)

申請書及び委任状は、ホームページから入手できます。▶住民課HP <https://kurojuu.jimdofree.com//税金/町税証明/>